

売却区分番号	見積価額 (最低入札価額)	1,070,000円			
税－5	公売保証金	200,000円			
公売財産 の表示	1 一棟の建物の表示				
	所在	名古屋市守山区森孝東二丁目 814番地、804番地、805番地			
	建物の名称	森孝西住宅1号棟			
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根11階建			
	床面積	1階	1038.48㎡	7階	985.68㎡
		2階	985.68㎡	8階	985.68㎡
		3階	985.68㎡	9階	985.68㎡
		4階	985.68㎡	10階	985.68㎡
		5階	985.68㎡	11階	985.68㎡
		6階	985.68㎡		
	敷地権の目的である土地の表示				
	土地の符号	1			
	所在及び地番	名古屋市守山区森孝東二丁目814番			
	地目	宅地	地積	3350.48㎡	
	土地の符号	2			
	所在及び地番	名古屋市守山区森孝東二丁目804番			
	地目	宅地	地積	112.17㎡	
	土地の符号	3			
	所在及び地番	名古屋市守山区森孝東二丁目805番			
	地目	宅地	地積	1173.78㎡	
	土地の符号	4			
	所在及び地番	名古屋市守山区森孝東二丁目815番			
	地目	宅地	地積	64.70㎡	
	土地の符号	5			
	所在及び地番	名古屋市守山区森孝東二丁目820番			
	地目	宅地	地積	50.62㎡	
	土地の符号	6			
	所在及び地番	名古屋市守山区森孝東二丁目821番			
	地目	宅地	地積	28.69㎡	

公売財産 の表示	土地の符号	7
	所在及び地番	名古屋市守山区森孝東二丁目819番
	地目	宅地
	地積	631.72m ²
	(1)専有部分の建物の表示	
	家屋番号	森孝東二丁目 814番の21
	建物の名称	1号棟301号
	種類	居宅
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
	床面積	3階部分 69.65平方メートル
	持分	2分の1
	昭和50年7月15日新築	
	敷地権の表示	
	土地の符号	1・3・6・7
	敷地権の種類	所有権
	敷地権の割合	119分の1
	(2)専有部分の建物の表示	
	家屋番号	森孝東二丁目 814番の120
	種類	集会所
	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建
	床面積	1階部分 119.35平方メートル
	持分	238分の1
	昭和50年7月15日新築	
	2 建物の表示	
	所在	名古屋市守山区森孝東二丁目805番地
	家屋番号	805番
	種類	機械室
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平家建
	床面積	36.55平方メートル
	持分	238分の1
	昭和50年7月15日新築	
	3 土地の表示	
	土地の符号	2
	所在	名古屋市守山区森孝東二丁目
	地番	804番
	地目	宅地
	地積	112.17平方メートル
	持分	238分の1

公売財産 の表示	4 土地の表示 土地の符号 4 所在 名古屋市守山区森孝東二丁目 地番 815番 地目 宅地 地積 64. 70平方メートル 持分 238分の1			
	5 土地の表示 土地の符号 5 所在 名古屋市守山区森孝東二丁目 地番 820番 地目 宅地 地積 50. 62平方メートル 持分 238分の1 以上登記簿による表示			
特記事項	公売財産は共有持分(2分の1)についての公売です。買受人は公売財産の使用収益に当たって、共有者との協議が必要となります。			
使用状況等	共有者が居住しています(令和8年6月10日現在)。ただし、名古屋市は内部調査を実施していないため詳細は不明です。			
管理状況	1 森孝西住宅1号棟の管理は、一般社団法人次世代管理組合サポート機構が行っています。 2 管理費等は次のとおりです。 (1)管理費 6, 000円/月 (2)修繕積立金 15, 000円/月 3 管理費の未納は、63, 017円(令和8年5月31日現在。別途、遅延損害金等を請求される場合があります。)であり、買受人に承継されます。 4 公売財産の買受人は、「建物の区分所有等に関する法律」に基づき、所有者の権利義務を承継します。			
公法上の規制	都市計画区域		市街化区域	
	用途地域		第一種住居地域と第二種住居地域にまたがっています。	
	建ぺい率	60%	容積率	200%
	防火指定	準防火地域	高度地区	31メートル高度地区
	その他法制限	緑化地域、宅地造成工事規制区域、都市機能誘導区域外、居住誘導区域内		
接道状況	北側	幅員約15. 99メートル	県道	等高接面
地勢など	平坦地			
位置・交通	地下鉄東山線「藤ヶ丘」駅から北東方 徒歩20分			
	市バス「黒石」停留所から西方 徒歩2分			

注意事項	＜一括換価＞ 1 公売財産の表示が複数物件の場合は、その財産は一括換価する財産です。 ＜公売財産の現況＞ 2 公売は現況有姿により行います。図面等は現況と異なる場合があります。 公売公告の内容と現況が異なる場合は現況が優先され、いかなる理由があっても名古屋市に対して公売の取り消しや損害賠償を求めることはできません。 3 公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。名古屋市は関係資料を提供できません。 4 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は、行っておりません。 ＜買受後の法律関係＞ 5 名古屋市は、不動産の引渡しの義務を負いません。居住者等が買受人からの不動産の引渡しの請求に応じない場合には、買受人は明渡しを求める民事訴訟を提起し、その勝訴判決に基づいて引渡しを受けることとなります。 6 買受人は、公売財産の種類又は品質に関して不適合があったときでも、名古屋市に対して契約不適合責任を追及することができません。 7 公売財産内の動産の処分等は、買受人の責任において行うこととなります。 8 土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ＜公売手続＞ 9 公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 10 法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 11 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。 12 公売財産に係る市税等の完納の事実が売却決定前又は買受人の買受代金の納付前に証明されたときなどは、最高価申込者の決定又は売却決定を取り消します。 13 公売財産の権利移転に伴う危険負担は、原則として、買受人が買受代金を納付した時に買受人に移転します。したがって、買受代金の納付後に生じた公売財産の損傷、盗難、焼失等による損害は買受人が負担することとなります。 14 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担となります。 15 不動産公売の手続などの詳しい内容については、名古屋市公式ウェブサイト（https://www.city.nagoya.jp/）の公売Q&A等をご覧ください。
問い合わせ先	名古屋市 本陣市税事務所 特別滞納整理課 電話 （052）433－4039